

P C B 廃棄物処理事業評価検討会の開催について

平成 1 5 年 1 月

産業廃棄物課

1 . 趣旨

環境事業団を活用した拠点的な P C B 廃棄物処理施設の整備事業は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第 9 条に規定する事前評価の対象となる事業であり、環境省の事業担当部局である廃棄物・リサイクル対策部が事業評価(事前評価)を実施することになる。

政策評価に関しては、同法及びそれに基づく「環境省政策評価基本計画」において、客観性を担保する等の観点から、学識経験を有する第三者の知見の評価への適切な活用を図る旨示されているところであり、経済財政諮問会議で決定された「平成 1 5 年度予算編成の基本方針」においても、第三者のチェック機能の活用を進めるべき旨指摘されている。

また、環境事業団による P C B 廃棄物処理事業は、P C B 特別措置法及び環境事業団法に基づき環境省が主導して全国的な処理体制を確保するために実施するものであるから、環境の保全・安全性の確保を前提とした事業の効率性及び有効性について環境省での確に評価する上で有識者の意見を参考にすることが適切であると考えられる。

こうしたことを踏まえ、事業を担当する環境省廃棄物・リサイクル対策部において、多様な意見を反映しつつ、客観性を確保して事前評価できるようにするため、専門家等からなる「P C B 廃棄物処理事業評価検討会」を開催し、環境事業団の P C B 廃棄物処理事業に関する事前評価に関し、安全・確実な処理体制を早期に確立することを前提としつつ、評価の考え方や方法等について、国民的な視点に立って多角的に議論していただくこととする。

2 . P C B 廃棄物処理事業評価検討会について

(1) 開催

廃棄物・リサイクル対策部長の委嘱により、検討会を開催する。

(2) 検討事項

環境事業団を活用して実施する P C B 廃棄物処理事業について、地域に受け入れられる情報公開性の高さや環境の保全・安全性の確保を前提としつつ、事業の評価の考え方、事業の評価の方法である費用対効果分析の手法、費用対効果の十分な事業の進め方などについて、国民的な視点にたって検討する。

具体的には、以下の事項について検討する。

事業の評価の方法

費用対効果分析による事業評価の実施

その他（事業の効率性や有効性の向上に役立つことなど）

（３） 検討会のスケジュール

14年度から15年度の初期にかけて集中的に検討を行う。その後、随時、事業の進捗に応じて検討会を開催する。

（４） 検討会の議論の反映

PCB廃棄物処理事業を担当する環境省廃棄物・リサイクル対策部において、検討会の意見を反映して、合理的、かつできるだけ定量的に政策効果を把握し、客観的かつ厳格な事前評価の実施を確保する。